

南陽市保育施設利用調整基準指数票

(ふりがな) 児童氏名	ふりがな()	児童生年月日	平成・令和 年 月 日生	年度当初児童年齢	歳
-------------	---------	--------	--------------	----------	---

令和5年4月1日以降入所分

基本指数 (父・母の該当箇所1箇所にて○を付けてください)

保育を必要とする事由	分類	詳細	指数	
			父	母
就労	会社等に所属し就労するもの	外勤で正社員:月の就労時間が160時間以上	10	10
		外勤で正社員:月の就労時間が120時間以上160時間未満	9	9
		外勤で正社員:月の就労時間が100時間以上120時間未満	8	8
		外勤で非常勤・臨時職員・契約社員:月の就労時間が160時間以上	9	9
		外勤で非常勤・臨時職員・契約社員:月の就労時間が120時間以上160時間未満	8	8
		外勤で非常勤・臨時職員・契約社員:月の就労時間が100時間以上120時間未満	7	7
		外勤で非常勤・臨時職員・契約社員:月の就労時間が64時間以上100時間未満	6	6
		外勤で派遣、パート、アルバイト:月の就労時間が160時間以上	8	8
		外勤で派遣、パート、アルバイト:月の就労時間が120時間以上160時間未満(目安:1日6時間以上)	7	7
		外勤で派遣、パート、アルバイト:月の就労時間が100時間以上120時間未満(目安:1日5時間以上)	6	6
	外勤で派遣、パート、アルバイト:月の就労時間が64時間以上100時間未満(目安:1日4時間以上)	5	5	
	自営業を営むもので居宅外労働をするもの。	自営業(事業主、専従者):月の就労時間が160時間以上	9	9
		自営業(事業主、専従者):月の就労時間が120時間以上160時間未満	8	8
		自営業(協力者、補助者):月の就労時間が100時間以上	5	5
		自営業(協力者、補助者):月の就労時間が64時間以上100時間未満	4	4
	自営業を営むもので居宅内労働をするもの。	自営業(事業主、専従者):月の就労時間が160時間以上	8	8
		自営業(事業主、専従者):月の就労時間が120時間以上160時間未満	7	7
		自営業(事業主、専従者):月の就労時間が100時間以上120時間未満	6	6
自営業(事業主、専従者):月の就労時間が64時間以上100時間未満		5	5	
在宅勤務・内職	在宅勤務者・内職:月の就労時間が100時間以上	5	5	
	在宅勤務者・内職:月の就労時間が64時間以上100時間未満	4	4	
妊娠・出産	妊娠・出産(※母子手帳添付)	妊娠障害等により30日以上入院見込みがあるとき、または多胎妊娠のとき	7	7
		出産予定日ははさんで前後2か月、合計5か月以内のとき	6	6
保護者の疾病・障害	障害(※手帳添付)	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	10	10
		身体障害者手帳3、4級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級	8	8
		身体障害者手帳5、6級、精神障害者保健福祉手帳3級	7	7
	入院	おおむね1か月以上の入院	10	10
	居宅内療養	安静が必要のため、常時病臥	10	10
精神性疾患であるが、手帳は有していない		7	7	
定期的な通院	上記以外で傷病等により定期的な通院加療を要する	6	6	
	週2回以上の定期的通院が必要	5	5	
同居親族等の介護・看護	自宅介護	要介護度3~5、障害程度区分4~6	8	8
		要介護度1~2、障害程度区分2~3	7	7
		上記以外で常時介護を必要とする場合	5	5
通院等への付添い	通院や施設等への付添い(上記介護・看護の要件相当のものに限る)	4	4	
災害復旧	災害復旧	災害により、家屋の損傷、復旧のため、保育をすることができない	10	10
求職活動	開業予定(開業後就労証明提出)	事業主申請から1ヶ月以内に開業予定であり勤務地が居宅外になる	7	7
		申請から3ヶ月以内に開業予定であり勤務地が居宅外になる	5	5
		申請から1ヶ月以内に開業予定であり勤務地が居宅内になる	6	6
		申請から3ヶ月以内に開業予定であり勤務地が居宅内になる	4	4
	就労内定(入園予定日から1ヶ月以内)	月の就労時間が160時間以上	8	8
		月の就労時間が120時間以上160時間未満	7	7
		月の就労時間が100時間以上120時間未満	6	6
求職中	月の就労時間が64時間以上100時間未満	5	5	
	求職活動中であるが、保育士の資格を持ち、南陽市内の認可保育施設勤務を希望している	3	3	
求職活動中で面接を控えている	2	2		
求職活動中	1	1		
就学	就労を前提とし、就学、職業訓練等で各種学校に通学する ※在学証明(入学予定については合格通知等)添付	5	5	
虐待・DVの恐れがあること	虐待・DVの恐れがあり、社会的養護を必要とする	10	10	
(継続児童の転園のみ) 育児休業の間の継続利用	既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であるが、現在育児休業を取得中である	6	6	

※基本指数については、低い点数の方で計算

基本指数 小計

調整指数 (該当箇所全てに○を付けてください)

項目	詳細	指数
ひとり親世帯	母子・父子家庭	+3
生活保護世帯	生活保護世帯において求職活動を行う場合	+2
世帯等の特殊事情	父又は母が単身赴任、離婚前提の別居等により1年以上当該家庭にいない(見込も含む。離婚前提の場合、児童手当を同居する保護者が受給していることが条件)	+2
	両親の勤務地が共に市外 ※父の勤務先市町村(), 母の勤務先市町村()	+1
就労の状況	父又は母の就労契約期間が有期契約であり、再更新ができない(会社都合)、若しくは更新する予定がない(自己都合)	-3
	育児休業取得後の復帰である(正社員で入所日と復帰日が同じ場合に限る。)	+1
多子世帯	育児休業取得後の復帰せず、転職を検討している(または退職を検討している)	-3
	同一世帯に就学前児童が2人いる	+2
親族の状況	同一世帯に就学前児童が3人以上いる	+3
	65歳未満の保育可能(病気でなく、仕事もしていない)な親族と同居している ※病気の証明添付	-2
保育所等の利用状況	兄弟姉妹が同時に同じ保育所等に入所申込みをしている(同時新規入所のみ)	+2
	兄弟姉妹が保育所等を利用している	+1
保育士等の優遇	認可(地域型含む)及び認可外保育所の年齢制限により、転園を余儀なくされた(現入所施設名: たんぽぽプラザ・ひよこプラザ・COCORO・その他)	+1
	市内の保育所等に勤務する保育士である(保育士の資格有り)	+3
	市内の保育所等に勤務予定の保育士である(保育士の資格有り)	+2
滞納の有無 ※卒園児童分を含む	市内の保育所等に勤務する保育士補助者である(保育士の資格無し。事務員除く)	+1
	現年度3か月以上の保育料を滞納している	-5
	過年度の保育料を滞納している	-5
※加点するために虚偽を行った場合、入所承諾を取り消す場合があります		調整指数 小計
その他	・専門員の意見により社会的配慮が必要なもの ・きょうだいと同じ保育所に入所希望 ・年齢制限等により利用希望保育所等が2か所以上に分かれるをえない ・その他検討することが望ましい事項(減点・加点理由)	+3 +2 +2
※入所調整会議で使用するため記載しないでください	特別な事情により加点等をすることが望ましい	
合計		